

令和6年5月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年5月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	20番	吉 川 弘

欠席委員（0名）

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
議案第5号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時３０分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は１８名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年５月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に１番玉造一雄委員、１８番高橋克美委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第６号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言する際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）所有権の移転について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）所有権の移転、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号１の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、世代交代のため申請地を贈与により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター４台で、農作業に従事する日数は年間３００日、耕作計画は千両、松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。１５番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。申請者より連絡がありまして、贈与により土地を取得して千両及び松を育てるとのことでした。その他の内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては、問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)区分地上権の設定について番号1及び議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ですので、一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(2)区分地上権の設定、番号1及び議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを関連ということで、一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする(2)区分地上権の設定、番号1の区分地上権者及び所有者、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。区分地上権者は、営農型太陽光発電設備の設置のため、申請地に区分地上権を設定したいとのことでございます。続きまして、関連ということで、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について、事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする、議案第2号-1の借受人及び貸付人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、営農型太陽光発電設備の設置による支柱の基礎部分にかかる対象地の一時転用ということで、賃借権の設定に伴う申請であり、一時転用の期間は許可日から令和9年2月21日までとなっております。なお、それぞれの申請は許可の更新であり、下部の農地では、ブルーベリー等を営農する計画となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。当該案件については、過去に営農型太陽光発電設備を設置するため、一時転用許可を受けております。今回、更新を行うため申請に至ったもので、詳細については事務局の説明のとおりです。先日、現地確認を行い、申請人に現状を確認しましたが、対象地は、土壌の水はけが悪いため、土壌改良として緑肥を蒔いた後であり、一帯で草が繁茂している状態でした。そのため、申請人に対して営農状況の改善を図るよう、口頭指導しました。また、申請人は、ブルーベリーを継続して作付けする計画で考えていますが、作付け状況が改善されない場合は、別の作物を作付けする意向であり、今後も地元の農業者と協力して営農したいとのことでした。現状は営農できていない状況ですが、過去には同じ土地でキャベツの栽培に成功していることから、営農者の資質はあると思われます。担当地区委員としては、許可はやむを得ないと思われますが、皆様の更なる審議のほどよろしくお願いします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号ー2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号ー2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号ー2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。15番溝口竜生委員。

15番 はい、15番溝口です。当該案件については事務局の説明のとおりで、太陽光発電設備の設置に伴う所有権の移転のため申請したとのことでした。

担当地区委員としては許可相当と思われますが、皆様の更なる審議のほど
よろしくをお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－3、農地法第5条の規定による許可についてを議題
といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－3、農地法第5条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号－3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅の建築ということで、売
買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。5月16日に現地を確認したところ土地所有者に
会うことができましたので、事情を確認しました。内容については事務局
の説明のとおりで、土地所有者の娘さんが家を建てるための申請というこ
とです。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる委員の審議を
お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－1、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－1、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号－1の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日現地確認をして、申請者からお話を聞きました。なかなか出荷が予定どおり進まなかったため、期間を延長したいということでした。担当地区委員としては問題ないと思われませんが、更なる審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号－2、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号－2の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間

を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地確認をしました。内容は事務局の説明のとおりで、不況で出荷が予定どおり進まなかったことと、埋めるのにもう少し時間がかかるということで、延長もやむを得ないのかなと思います。担当委員としては問題ないと思われますが、委員の更なる審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第3号ー3、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号ー3、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号ー3の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法第16条の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、現地確認をしました。内容は事務局の説明のとおりで、先程の案件と同じく不況で出荷が予定どおり進まなかった

ことと、埋めるのにもう少し時間がかかるということで、延長もやむを得ないのかなと思います。担当委員としては問題ないと思われますが、委員の更なる審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第4号、神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、議案書に記載されている7筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第5号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第5号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、事務局よりご説明いたします。当該議案

につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている4筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第6号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、令和5年度末の状況をまとめさせていただいた内容となっております。主な内容といたしましては農地の集積状況や遊休農地の発生防止・解消状況、新規参入の促進状況等となっておりますので、お目通しをお願いいたします。また、こちらの内容につきましては農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、インターネット等の利用により公表することになっておりますので、その内容を含め、公表することについて皆様にお諮りするものでございます。事務局からは以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり公表することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり公表することと決定いたします。

議 長 暫時休憩いたします。

<休憩：午後３時５０分>

<再開：午後４時００分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に日程第３、報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出の受理について、報告第２号、農地法第３条第１項第１３号の規定による農地の権利移動届出の受理について、報告第３号、農地法第４条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第４号、制限除外の農地の移動届について、報告第５号、農地法第１８条第６項の規定による通知書についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第１号、番号１についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和６年４月２３日に届出があり受理しております。次に、報告第１号、番号２についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和６年４月２３日に届出があり受理しております。次に、報告第１号、番号３についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和６年４月３０日に届出があり受理しております。次に、報告第１号、番号４についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和６年４月３０日に届出があり受理しております。次に、報告第１号、番号５についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和６年５月１０日に届出があり受理しております。続きまして、報告第２号、農地法第３条第１項第１３号の規定による農地の権利移動届出の受理について、事務局よりご報告いたします。報告第２号、番号１についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。届出の理由は、農地中間管理機構特例事業ということで、令和６年５月７日に届出があり受理しております。続きまして、報告第３号、

農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、飲食店の建設ということで、令和6年4月26日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、制限除外の農地の移動届について、事務局よりご報告いたします。報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第11号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和6年4月11日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましましては議案書記載のとおりでございます。続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりご報告いたします。当該案件につきましましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものでございます。通知人及び土地の所在等につきましましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は4件で、番号1につきましましては、令和6年4月22日、番号2から番号4につきましましては、令和6年5月10日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年5月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時07分>

神栖市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人